

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 7 月

裁判例紹介

令和 5 年（行ヒ）第 366 号
所得税更正処分等取消請求事件
令和 8 年 6 月 16 日最高裁第三小法廷判決

監修：弁護士 [大櫛 健一](#)
 弁護士 [武藤 雄木](#)
文責：弁護士 [平野 有紗](#)

【判決要旨】

外国の金融機関に自己の資産の運用を一任していた上告人が、運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外国通貨や外国通貨建ての有価証券を取得する取引から生じた為替差損益について、渋谷税務署長から、上記取引により為替差損益に係る雑所得が生じているとして、平成 26 年分及び平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたため、国（以下「被上告人」という。）を相手に、上記各処分の取消しを求めたものの棄却された事例。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、X（上告人）が外国の金融機関（以下「本件外国銀行」という。）に自己の資産の運用を一任していたところ、運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外国通貨や外国通貨建ての有価証券を取得する取引から生じた為替差損益について、渋谷税務署長から、上記取引により為替差損益に係る雑所得が生じているとして、平成 26 年分及び平成 27 年分（以下「本件各年分」という。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各処分」という。）を受けたため、本件各処分について取消しを求めた事案である。

2 事実関係の概要

X は、日本国内に住所を有する個人である。

本件外国銀行は、スイス連邦に本店を置くプライベート・バンクである。

原告は、平成 26 年 5 月 27 日、B 銀行名古屋支店の原告名義の預金口座から、本件外国銀行の原告名義の預金口座に合計 105 億円を送金した。原告は、平成 26 年 7 月 18 日、本件外国銀行との間において投資一任契約（以下「本件投資一任契約」という。）を締結し、本件外国銀行は同月から平成 27 年 12 月までの間、本件投資一任契約に基づき、原告名義の口座において管理されている原告の資産の運用として、各種取引を行い、その一環として、運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外国通貨又は有価証券を取得する取引（以下「本件各取引」という。）を行った。

渋谷税務署長は、原告に対して、平成 30 年 9 月 26 日付で、本件各取引に係る為替差損益から雑所得が生じているなどとして、原告に対して本件各処分を行い、その旨の通知書を送付する方法により、本件各処分を通知した。¹

X は、本件各取引に係る為替差損益に対応する税額に係る部分に不服があるとして、再調査の請求をしたところ、再調査審理庁は、令和元年 6 月 10 日付で本件各処分のうち、平成 26 年分についての部分に対する請求をいずれも棄却し、平成 27 年分についての部分の一部を取り消す旨の再調査決定をした。

X は、令和元年 7 月 9 日、再調査決定を経た後の本件各処分のうち、本件各取引に係る為替差損益に対応する税額に係る部分に不服があるとして、国税不服審判所長に対し、その取消を求める審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、令和 2 年 7 月 2 日付で、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

【論点】

①本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得の有無、②同為替差損益を本件各年分の所得の計算において「収入すべき金額」（所得税法 36 条 1 項）として認識することの可否及びその額²

¹ 本件各処分による増加所得金額は、平成 26 年分が 9 億 4,974 万 4,054 円であり、その内訳は、為替差益に係る所得が 8 億 7,600 万 1,843 円、為替差益以外の所得が 7,374 万 2,211 円である。また、平成 27 年分（再調査決定による一部取消し後）は 5,990 万 5,102 円であり、その内訳は、為替差益に係る所得が 5,840 万 9,083 円、為替差益以外の所得が 149 万 6,019 円である。

また、為替差損益を認識すべきとされた取引は、平成 26 年が 187 回、平成 27 年が 37 回である。その内訳は、平成 26 年では、外国通貨によって他の種類の外国通貨を取得する取引が 22 回、外国通貨によって有価証券を取得する取引が 165 回である。平成 27 年では、外国通貨によって他の種類の外国通貨を取得する取引が 20 回、外国通貨によって有価証券を取得する取引が 10 回、その他の取引が 7 回である。

² 本件各取引に係る為替差損益から所得が生ずるとした場合におけるその所得区分、本件各取引に係る為替差損益から所得が生ずるとした場合において原告がその旨の申告をしなかったことについての「正当な理由」の有無、本件各取引に係る為替差損益から雑所得が生ずるとしたことについての本件各処分における理由提示の不備の有無についても争点となったが、本解説では、上記の論点のみ取り上げることとする。

【訴訟の経過】

1 第一審（東京地判令和4年8月31日）

第一審は、本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得の有無（論点①）について以下のとおり判断した。

「ア 所得税法36条1項は、各人が収入等の形で新たに経済的利益を得た場合に、その経済的利益を所得税の課税対象とする旨を定めたものであるところ、所得税法は、所得の源泉又は性質によって所得を10種類に分類し、そのうち、利子所得から一時所得までの9種類の所得のいずれにも該当しない所得を雑所得として課税対象とする旨を定めているから

（同法35条1項）、およそ人の担税力を増加させるような経済的利益が新たに得られるのであれば、所得が生ずるものといえる。

イ そこで、本件各取引に係る為替差損益が本件各取引によって新たに得られる経済的利益であるといえるかについて検討するに、外貨建取引を行った居住者の所得の金額を計算するに当たっては、当該外貨建取引を行った時における為替レートにより、当該外貨建取引の金額を円換算することとされている（所得税法57条の3第1項）ところ、本件各取引は、いずれも外国通貨で支払が行われる取引であり、外貨建取引に該当することからすると、本件各取引によって新たに経済的利益が得られるといえるか否かについても、その円換算額によって判断すべきことになる。そして、本件各取引前後の状況を円換算額に引き直してみると、①ある外国通貨（A）により他の種類の外国通貨（B）を取得する取引については、当該他の種類の外国通貨（B）の取得価額の円換算額から当該外国通貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額が、②外国通貨により有価証券を取得する取引については、当該有価証券の取得価額の円換算額から当該外国通貨の取得価額の円換算額を控除した差額がそれぞれ正の値であるときは、その取引によって、新たな経済的利益が得られたことになり、所得が生ずることになる。

ウ 上記イの円換算額の計算に当たっては、当該外貨建取引を行った時における為替レートによることとされている（所得税法57条の3第1項）から、ある外国通貨（A）によって取得される他の種類の外国通貨（B）や有価証券の取得価額の円換算額については、それらが取得された取引時点の為替レートによる円換算により計算されることになる。これに対し、そのために支払われる外国通貨（A）の取得価額の円換算額については、外国通貨（A）以外の種類の外国通貨又は通貨以外の資産により外国通貨（A）が取得された取引時点の為替レートによる円換算により計算されることになる。前者の時点は対象となる本件各取引がされた時点であるのに対し、後者の時点はそれよりも前の時点となるところ、為替レートが日々変動していることに加え、異なる種類の外国通貨はそれぞれ異なる為替変動リスクの影響を受けていることからすれば、両時点における為替レートは通常一致せず、その結果、上記イの差額が生ずることになり、為替レートの変動によっては、当該差額が正の値をとることも十分にあり得る。

エ なお、外貨建ての預貯金の元本及び利子を約定した率により他の種類の外国通貨に換算して支払う取引についても、これに伴う為替差損益について、支払者に所得税の源泉徴収義務が課せられることからすれば、当該為替差損益から所得が生ずることが前提とされている（所得税法174条7号、同法209条の2、所得税法施行令298条4項2号）。この

ことからすれば、所得税法においては、外国通貨を邦貨に換金する取引（以下「円転取引」という。）でない取引に係る為替差損益からも所得が生ずることが前提とされているといえる。そのため、本件各取引は、円転取引を含まない取引であるが、そのことは、本件各取引に係る為替差損益から所得が生ずると解することの妨げとはならない。

オ したがって、本件各取引に係る為替差損益により所得が生ずることはあるというべきである。」

また、第一審は、同為替差損益を本件各年分の所得の計算において「収入すべき金額」（所得税法 36 条 1 項）として認識することの可否及びその額について、以下のとおり判断した。

「ア 所得税法 36 条 1 項が、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において「収入すべき金額」とすると定め、「収入した金額」とするとしていないことからすれば、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、上記権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される。

イ そこで、本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利がどの時点で確定するかについて検討するに、本件各取引によって、取引前までに保有していた外国通貨（A）の為替変動リスクに影響されることのない他の種類の外国通貨（B）又は有価証券を取得することができる権利が確定することになる。そして、同権利の確定により、それまでの保有資産のうち上記取得に要した外国通貨（A）の占めていた部分が、新たに保有することになった他の種類の外国通貨（B）又は有価証券に置き換わり、それ以降、外国通貨（A）の為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定することになる。そうすると、同権利の確定によって、外国通貨（A）の為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の価値、すなわち、同取引時点における為替レートによる当該他の種類の外国通貨（B）又は有価証券の取得価額の円換算額から、その取得のために要した外国通貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額に相当する経済的価値の流入又は流出（収入又は損失）が生ずることになるといえるところ、これは、本件各取引に係る為替差損益にほかならないから、本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点であるということが出来る。

ウ したがって、本件各取引がされた年において、本件各取引に係る為替差損益を「収入すべき金額」として認識することができる。」

2 控訴審（東京高判令和 5 年 5 月 24 日）

一審判決に対しては、X が控訴。控訴審は、控訴を棄却した。控訴審判決は、本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得の有無、同為替差損益を本件各年分の所得の計算において「収入すべき金額」として認識することの可否及びその額について以下のとおり判示している。

「（１）控訴人は、為替差益について課税要件を定める法律上の規定は、FX 取引に関する租税特別措置法 41 条の 14 及び 15 以外に存在せず、このような状態で国税庁の独善的

な解釈により為替差益に対して課税を行うことは、租税法律主義に反し、違憲違法であると主張する。

しかし、原判決を引用して説示したとおり、所得税法36条1項は、各人が収入等の形で新たに経済的利益を得た場合に、その経済的利益を所得税の課税対象とする旨を定めたものであるところ、所得税法は、所得の源泉又は性質によって所得を10種類に分類し、そのうち、利子所得から一時所得までの9種類の所得のいずれにも該当しない所得を雑所得として課税対象とする旨を定めているから（同法35条1項）、およそ人の担税力を増加させるような経済的利益が新たに得られるのであれば、所得が生ずるものといえる。

そして、外貨建ての取引において外国為替相場の変動により発生する為替差益も、人の担税力を増加させる経済的利益である以上、これらの規定によって課税の対象となることが明らかである。

したがって、課税の根拠を欠くとの控訴人の主張は採用できない。

(2) 控訴人は、仮に為替差益について所得税法36条のみにより課税することが可能であるとしても、①為替差益が確定していない状況で時価評価による課税を強制するのは権利確定主義に違反する、②仮に時価評価の適用があるとしても、控訴人は本件外国銀行に対して時価評価による為替差益の支払を求める権利を有しないから、これに対する課税は違法であると主張する。

しかし、以下の理由により、いずれの主張も採用できない。

①については、原判決を引用して説示したとおり、所得税法36条1項は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、上記権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（権利確定主義）を採用していると考えられる。そして、本件各取引に関しては、同取引によって、取引前まで保有していた外国通貨（A）の為替変動リスクに影響されることのない他の種類の外国通貨（B）又は有価証券を取得することができる権利が確定し、これにより、それまでの保有資産のうち上記取得に要した外国通貨（A）の占めていた部分が、新たに保有することになった他の種類の外国通貨（B）又は有価証券に置き換わり、それ以降、外国通貨（A）の為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定する。そうすると、同権利の確定によって、外国通貨（A）の為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の価値、すなわち、同取引時点における為替レートによる当該他の種類の外国通貨（B）又は有価証券の取得価額の円換算額から、その取得のために要した外国通貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額に相当する経済的価値の流入又は流出（収入又は損失）が生ずることになる。これは、本件各取引から生ずる為替差損益にほかならないから、同差損益について、その収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点であるということができる。したがって、本件各処分が、為替差益が確定しない状況で課税を強制するものであるという前提自体が誤っている。

②については、本件投資一任契約の内容に照らし、本件各取引の都度、本件各取引に係る為替差損益を運用対象資産の評価額に反映させることにはなっておらず、控訴人としても、本件外国銀行に対し、本件各取引の都度、本件各取引に係る為替差損益に相当する金額の支払を請求することができなかったとしても、本件各取引に係る為替差損益について、収入の原因となる権利が確定していなかったことにはならないのであり、この点は原判決を引用し

て説示したとおりである。³また、この点を措くとしても、本件投資一任契約の内容に照らせば、本件外国銀行によって行われた本件各取引は、同銀行が控訴人から投資資金の運用に関する投資判断とその執行に必要な権限の委任を受けて控訴人に代わって行ったものと認められるから、本件各取引の成果は控訴人に帰属する。そうである以上、本件各取引によって生じた為替差損益についても、本件各取引の都度、控訴人の所得として認識することができる。したがって、控訴人が本件外国銀行に対して本件各取引の都度為替差益の支払を求める権利を有しなかったとしても、課税要件上その都度権利が確定したとみることを妨げない。」

3 上告審（最判令和8年6月16日）

外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われても、為替変動のリスクが依然として存在し、為替差益は確定しないから、本件各取引に係る為替差益に課税することは、未確定、未実現の利益に課税するものとして許されず、上記為替差益を本件各取引が行われた日の属する年における「収入すべき金額」（所得税法36条1項）とし、平成26年及び平成27年において本件各取引により為替差益に係る所得が生じているとした原審の判断には誤りがある旨をいうものであるとしてXが上告及び上告受理申立て。上告審は、以下のとおり判示し、上告を棄却した。

「所得税法は、所得を外部からの経済的価値の流入という収入の形態で捉え、原則として、収入の形態で実現した利得のみを課税の対象とするとともに（36条1項参照）、収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前を採用しているものと解される（最高裁昭和50年（行ツ）第123号同53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁等参照）。そして、所得税法は、各種所得の計算に当たって控除される各種控除額を全て本邦通貨の額面価格の単位である円で表示し（21条1項、28条3項、32条4項、33条4項、34条3項等）、外貨建取引を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、各種所得の金額を計算すべき旨を定める（57条の3第1項）など、所得金額及び所得税額の計算について本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うことを当然の前提としている。そうすると、所得税法は、所得の把握についても本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うことを予定しているものというべきである。このことは、所得税を含む国税に関し、その課税標準や確定金額の端数計算について端数が円で表示されていること（国税通則法118条、119条）や、原則として金銭により納付しなければならないものとされており（同法34

³ 第一審は、所得を生ずる収入金額として「収入すべき金額」を認識することができるか否かは、その収入の原因となる権利が確定したといえるか否かにより決すべきであるところ、現金化することができる時点について恣意を排し、課税の公平を図る観点からは、ここでいう収入の原因となる権利とは、契約の終了等を待たずに即座に現金化することができる請求権に限定されるものではなく、当該収入により新たに流入した経済的価値を保有することができる権利が確定しさえすれば、ここでいう収入の原因となる権利は確定したものというべきである。そのため、本件投資一任契約の内容に照らし、本件各取引の都度、本件各取引に係る為替差損益を運用対象資産の評価額に反映させることにはなっておらず、原告としても、本件外国銀行に対し、本件各取引の都度、本件各取引に係る為替差損益に相当する金額の支払を請求することができなかったとしても、本件各取引にかかる為替差損益について、収入の原因となる権利が確定していなかったことには必ずしもならない旨を述べる。

条1項本文)、我が国において強制通用力を有する本邦通貨による納付が求められていると解されることも整合的である。

以上を踏まえると、ある外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われた場合、変動する外国為替の売買相場の下で本邦通貨との関係において変動していたある外国通貨の経済的価値が、上記取引により他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値をもって固定化され、他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値が流入することによって、ある外国通貨の取得時の経済的価値を上回る部分が実現した利得となるとともに、上記取引時に他の種類の外国通貨又は上記有価証券に係る権利が収入の原因となる権利として確定することから、その時点における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額（所得税法57条の3第1項参照）を同法36条1項にいう「収入すべき金額」とすべきこととなる。

そうすると、居住者が、外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引を行った場合、上記取引を行った日の属する年分の所得の金額の計算上、上記取引時における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額が「収入すべき金額」となると解するのが相当である。そして、上記円換算額から支払に用いた外国通貨を得るのに要した金額等を控除した金額が、上記取引に係る所得の金額となるというべきである。」

【解説】

第1 はじめに

1 為替差損益の仕組み

【図1】⁴



上記図1は、外貨間の交換に伴い為替差益が生じる仕組みを示している。

円を1ドル100円の為替レートで米ドルに交換し、1万6000ドルを取得した場合、取得時の円換算額は160万円となる。その後、当該米ドルをポンドへ交換した時点において、1

⁴ ChatGPT の画像生成機能により作成

ポンド 170 円の為替レートで円換算すると 170 万円となる。このように、円換算額は 160 万円から 170 万円へと 10 万円増加するため、その増加額について問題となった。

2 所得の年度帰属

(1) 現金主義と発生主義

収入がどの年度に帰属するかについては、現実の収入の時点を基準とする考え方（現金主義）と、現実の収入がなくても所得が発生した時点を基準とする考え方（発生主義）がある。

(2) 権利確定主義

所得税法は、「各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする」（所得税法 36 条 1 項）と定めている。「収入すべき金額」とは、実現した収益、すなわちまだ収入がなくても「収入すべき権利の確定した金額」のことであり、したがってこの規定は広義の発生主義のうちいわゆる権利確定主義を採用したものであると解されている。⁵

具体的には、資産を譲渡した場合には、その所有権が相手方に移転し、代金債権が成立したときに所得が実現したことになる。⁶

第 2 論点①：本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得の有無

1 第一審判決の維持状況

第一審の結論は、控訴審及び最高裁でも維持されている。

2 学説

(1) 秋山友宏「判批」国税速報 6791 号（2024）

東京地裁の結論は、現行の為替差損益に関する課税実務⁷を肯定するものであるといえる。

(2) 坂巻綾望「判批」ジュリスト 1589 号（2023）

本件各取引に係る為替差損益に対して課税することができるかどうかについては、その収入の原因となる権利が確定したといえるかどうかが重要となる。これに答えるためには、為替差損益を生じさせる「権利」が何であるかを考えざるを得ない。

⁵ 最決昭和 40 年 9 月 8 日刑集 19 巻 6 号 630 頁、最判昭和 49 年 3 月 8 日民集 23 巻 2 号 186 頁、最判昭和 53 年 2 月 24 日民集 32 巻 1 号 43 頁、最判平成 5 年 11 月 25 日民集 47 巻 9 号 5278 頁）

⁶ 東京高判平成元年 1 月 30 日月報 35 巻 6 号 1129 頁

⁷ 「預け入れていた外貨建預貯金を払い出して外貨建 MMF に投資した場合の為替差損益の取扱い」（国税庁 HP 質疑応答事例集・[預け入れていた外貨建預貯金を払い出して外貨建 MMF に投資した場合の為替差損益の取扱い | 国税庁](#)）

「保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合の為替差損益の取扱い」（国税庁 HP 質疑応答事例集・[保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合の為替差損益の取扱い | 国税庁](#)）

「外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益の取扱い」（国税庁 HP 質疑応答事例集）（[外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益の取扱い | 国税庁](#)）

所得税法における外貨の法的性質については、外貨を「通貨」と捉える見解と「資産」と捉える見解があり得る。

外国通貨をどのように位置づけるべきかどうかは議論があるところ、通貨と捉える見解では、円貨と同様に外貨も価値を測る尺度であるため、外貨を手放しても所得を觀念することはできないと考える。しかし、この考え方では、外貨を円貨に交換した際に為替差損益を認識する現行実務を十分に説明することができない。そのため、外貨を通貨として位置づけつつも、所得税法は所得を円単位で測定することから、外貨を円換算せざるを得ないとする説明がなされるものの、その場合には、収入の原因となる権利や所得の確定時期をどのように考えるかが課題となる。

これに対し、外貨を「もの」ないし「資産」と捉える見解では、外貨同士の交換は資産の譲渡に当たり、為替差損益はキャピタルゲイン（譲渡所得）として把握される。この考え方では、受け取った外貨の時価を収入金額とし、外貨を引き渡した時点で所得が確定すると説明できるが、為替差損益を雑所得として取り扱う現行実務との整合性が問題となる。

第一審は、外貨の性質については明示していないが、「為替差損益」そのものを「収入すべき金額」と捉えていることからすれば、外貨を「資産」と位置づけることは避けたと考えられる。

3 補足意見（抜粋）

外国通貨建ての投資や国際取引が日常的に活発に行われている現状において、所得の把握を常に本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うこと自体に問題がないかも含めて、外貨建取引に係る所得税の課税の在り方を改めて検討すべき時期に来ていると考えられる。仮に、所得の把握を常に本邦通貨の額面価格の単位を基準に行う方針を維持するとしても、為替差益に係る所得の実現時期や、外貨建取引に係る「収入すべき金額」、必要経費等について定める規定を設けることなく、これを所得税法 36 条 1 項等の一般的な解釈に委ね、外貨建取引が行われた場合の円換算額の計算規定にとどまる同法 57 条の 3 を設けるにとどめていることは、租税法律主義⁸の観点から望ましい状況とは考えられないし、日本の租税政策に対する国際社会からの信頼を損なう現象が出てくる可能性も否定できない。

4 実務上の問題点

外国株式等を外貨決済により取得する場合には、その決済時点において為替差損益を認識する必要がある。また、近年の円安傾向を踏まえると、外貨の取得及び運用を繰り返す過程で、多額の為替差益が発生する可能性がある。

また、為替差損益の適切な計算及び申告のためには、まず各外貨の取得時における取得単価を継続的に管理する必要がある。さらに、保有する外貨を用いて他の外貨又は外貨建て有価証券を取得した場合には、その取引日、取引金額及び適用為替レート等の情報を保存しておくことが必要となる。とりわけ、外貨の交換や外貨建て投資商品の売買を複数回にわたり

⁸ 法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないという原則（金子宏「租税法（第 24 版）」77 頁（弘文堂、2021））

行う場合には、管理すべき取引情報が増加し、取得単価の把握や為替差損益の計算が複雑になるため、相応の事務負担が生じる点に留意が必要である。

また、雑所得は、給与所得や事業所得など他の所得と損益通算することはできないとされているので（所得税法 69 条 1 項参照）、為替差損が出ても税務上のメリットは少ないと考えられる。

第 3 論点②：同為替差損益を本件各年分の所得の計算において「収入すべき金額」（所得税法 36 条 1 項）として認識することの可否

1 第一審判決の維持状況

第一審及び原審は本件取引に関する為替差損益そのものを「収入すべき金額」と捉えているのに対し、上告審では、外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引を行った時点における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額が「収入すべき金額」となり、円換算額から支払に用いた外国通貨を得るのに要した金額等を控除した金額が、本件取引に係る所得の金額になると捉えている。

2 学説

(1) 中里実「為替差損益の研究（下）」税務弘報 72 巻 3 号（2024）

原判決は「本件各取引によって、取引前までに保有していた外国通貨（A）の為替変動リスクに影響されることのない他の種類の外国通貨（B）又は有価証券を取得する権利が確定」と述べている。原判決は、ドルでドル建て有価証券を取得するという取引を行った後に手にするドル建て有価証券は「取引前までに保有していた」ドルの為替変動リスクに影響されることがないと述べているように見える。しかし、ドル建ての有価証券がドルの為替変動リスクに影響されるのはむしろ当然のことであるから、原判決のように為替変動リスクを強調する考え方に立てば、本件取引（すなわち、円から換えたドル資金を用いてドル建ての有価証券を取得するという取引）によっては、当該有価証券がドルの為替変動リスクに影響され続けることになり、むしろ権利は確定しないということになってしまうのではないだろうか。

(2) 秋山友宏「判批」国税速報 6791 号（2024）

保有する米ドルをユーロに交換すれば、その時点で米ドルの円換算額の変動リスクの影響を受けなくなるとしても、保有する米ドルで米ドル建ての有価証券を購入するときは、購入した有価証券の円換算額の変動リスクは、従前と同様に米ドルの円換算額の変動リスクであることに変わりはない。収入の原因となる権利については、外国通貨 B への交換又は有価証券の購入におけるそれぞれの取得価額は、その交換時又は購入時の為替相場により円換算することになるのであるから（所得税法 57 条の 3 第 1 項）、従前の外国通貨 A の取得価額の円換算額との差額が、外国通貨 B 又は有価証券の取得時に為替差損益として実現することによってよいのではないかと。

第 4 総括

今回の最高裁判決は、所得税における外国通貨間の交換による為替差損益について、国税庁が従来から適用してきた実務を、最高裁が法的根拠を整理した上で確認したものであり、結論としては従来の取扱いを是認するものとなった。

もっとも、同時に付された補足意見では、外貨建取引に係る「収入すべき金額」、必要経費等について定める規定を設けることなく、所得税法 36 条 1 項等の一般的な解釈に委ねていることが指摘され、現行法の不備と立法の必要性が示された。さらに、為替差益と為替差損とを対照的に取り扱うこと（損益通算や損失の繰り越し）など、立法上の対応についても議論がなされるべきであるという意見⁹もある。

また、近年は、円安の進行を背景として、資産運用の手段として、国際取引が増加する傾向にあると考えられる。その一方で、正確な損益計算のためには、外貨間の付け替えが多い口座ほど、記帳・管理の負担は大きくなると考えられる。外貨取引のたびに円換算して損益を計算する日本の税制は、海外の金融機関にとって対応の負担が大きく、日本居住者の口座開設を敬遠する動きがあるとの指摘もある。

以上のことから、今回の最高裁判決は、外国通貨間の交換に係る為替差損益の課税関係について一定の法的整理を示した点で意義を有する一方で、現行法や実務上の課題について改めて示唆したものといえる。とりわけ、円安の進行に伴い外国通貨を利用した取引や海外資産への投資が今後も増加することが見込まれる中、課税関係の明確化を図るための法的整備とともに、国際取引の実態や納税者・金融機関の実務負担にも配慮した取扱いの整備が進められることが望まれると考える。

⁹ 坂巻綾望「判批」ジュリスト 1589 号（2023）153 頁

【監修】



大櫛 健一（弁護士）
E-mail: kokushi@iwatagodo.com

上智大学法学部卒業、2006 年弁護士登録。
金融取引及び不動産取引を多く扱うほか、公正取引委員会や中小企業庁対応をはじめとする独禁法／競争法分野の相談や調査実務対応を多数経験し、訴訟その他の係争対応も得意としている。



武藤 雄木（弁護士、公認会計士、公認不正検査士）
E-mail: yutou@iwatagodo.com

2003 年慶応義塾大学経済学部卒業。
2003 年～2006 年中央青山監査法人勤務。
2008 年東京大学法科大学院修了。2009 年弁護士登録。
2015 年～2017 年東京国税局調査第 1 部勤務。
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種 M&A 取引、税務調査、税務争訟対応、IPO 支援、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。

【文責】



平野 有紗（弁護士）
E-mail: arisa.hirano@iwatagodo.com

2023 年東京大学法科大学院修了、2025 年弁護士登録。
訴訟案件、コーポレート案件等、企業法務全般の業務を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。